

## 情報学研究科の学位論文審査基準

### 【修士論文】

#### 1. 審査体制

修士論文の審査では、近畿大学学位規程第 8 条(修士論文の審査)に従って、修士課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科修士課程・博士前期課程、さらに他大学大学院の修士課程・博士前期課程において、指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

なお、原則として修士論文を提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。ただし、論文審査において支障をきたす場合は、審査プロセスの透明性、公平性及び公正性を担保して、指導教員が主査になることが認められる。

#### 2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 7 条(修士論文の提出)の要件を満たすものとする。

#### 3. 評価項目

近畿大学学位規程第 10 条(修士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

- (1) 幅広い課題に対処できる高い情報収集・分析能力を有すること
- (2) 各自が設定した課題の解決を図るためのシステム構築や実験を行い、問題解決の程度を分析、評価できること
- (3) 各自の研究課題に関する国際的な研究動向を分析し、その成果を国内外の学会など公的場面で発表できること
- (4) 専門知識に基づいて自らの思考を説明し、論理的かつ批判的思考をもって妥当性を議論できること
- (5) 各自の研究課題について、主体的に問題解決を図る態度を身につけていること

#### 4. 評価方法と判定

(1) 全ての審査委員が、表1の学位論文評価基準表(修士課程情報学専攻)に基づいて各評価項目(各評価項目の比重割合:(1)25%、(2)25%、(3)15%、(4)25%、(5)10%)を、1～5点で評価する。

(2) 当該修士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 9 条(最終試験)及び近畿大学学位規程第 12 条(合否の決定)に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数の合計が 60 点をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、近畿大学学位規程第 12 条(合否の決定)に則って、学位論文の審査と最終試験の合否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 13 条(学位の授与)に従って、研究科委員会は、合否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、修士(工学)の学位を授与する。

表1 学位論文評価基準表(修士課程情報学専攻)

評価項目	A(5点)	B(3点)	C(1点)
(1) 幅広い課題に対処できる高い情報収集・分析能力を有していること	提出論文において十分な質、量の参考文献などの資料が参照されている。	提出論文において一定の質、量の参考文献などの資料が参照されている。	提出論文において適切な資料の参照が認められない。
(2) 各自が設定した課題の解決を図るためのシステム構築や実験を行い、問題解決の程度を分析、評価できること	(1)に則り、適切課題設定を行い、それを解決するための具体的なシステムの構築及び分析、評価を行った。あるいは、実験の計画、遂行および課題解決に至った。	(1)に則り、適切な課題設定を行ったが、それを解決するための具体的なシステムの構築または分析、評価まで行えていない。あるいは、実験の計画、遂行および課題解決のいずれかに至っていない。	課題はわかるが、解決までの方法の提示が不完全である。
(3) 各自の研究課題に関する国際的な研究動向を分析し、その成果を国内外の学会など公的場で発表できること	提出された論文の背景や研究の位置づけ等において、国外の研究が十分言及されている。 また、国際的な発表の場において、英語による論文発表、研究発表ができています。	提出された論文の背景や研究の位置づけ等において、国外の研究が一定程度言及されている。 また、国内外の学会などで、論文発表、研究発表ができています。	提出された論文の背景や研究の位置づけ等において、国外の研究が正しく言及されていない。 また、論文発表、研究発表ができていない。
(4) 専門知識に基づいて自らの思考を説明し、論理的かつ批判的思考をもって妥当性を議論できること	提出論文の構成、論理的な説明・考察が明瞭で理解できる記述であることが確認できる。	提出論文の構成、論理的な説明・考察の一部が不明瞭であるがその記述に不整合が見られない	提出論文の構成、論理的な説明・考察が不明瞭で、その記述に不整合がみられる。
(5) 各自の研究課題について、主体的に問題解決を図る態度を身につけていること	最終試験の審査での質疑応答や、これまでの研究発表の実績から、十分主体的に問題解決を行ったことが確認できる。	最終試験の審査での質疑応答や、これまでの研究発表の実績から、ある程度主体的に問題解決を行ったことが確認できる。	最終試験の審査での質疑応答や、これまでの研究発表の実績から、主体的に問題解決を行ったことが確認できない。

項目(3)の基準AあるいはBに該当する研究発表を、2年間で2回以上必要とする。

大学院で指定する倫理教育プログラムの受講を修了していること。